

別表第1（第3条関係）

補助対象外とする業種（「日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）」による。）

- （1）農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
- （2）漁業（大分類Bに含まれるもの）
- （3）鉱業・採石業・砂利採取業（大分類Cに含まれるもの）
- （4）金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）
- （5）学術研究・専門・技術サービス業（大分類L）のうち、学術・開発研究機関（中分類71に含まれるもの）及び専門サービス業（中分類72に含まれるもの。ただし、デザイン業（小分類726に含まれるもの）を除く。）
- （6）医療・福祉（大分類Pに含まれるもの）
- （7）複合サービス業（大分類Qに含まれるもの）
- （8）以下のサービス業等
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - イ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ウ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - オ 集金業、取立業（細分類9299に含まれるもの）
 - カ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - キ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ク 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）